

第十三 平成元年郵政省告示第 42 号第 10 項第 2 号に掲げる無線設備のうち953.5MHzの周波数の電波を使用するもの

一 一般事項

別表第二十第一の一の項に同じ。

二 周波数の偏差及び占有周波数帯幅

別表第二十第一の四の項に同じ。

三 スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。

四 空中線電力の偏差

別表第二十第一の六の項に同じ。

五 隣接チャンネル漏えい電力

別表第二十第一の七の項に同じ。

六 副次的に発する電波等の限度

別表第二十第一の八の項に同じ。

七 送信時間制限装置

別表第二十第一の九の項に同じ。

八 キャリアセンス

別表第二十第一の十の項に同じ。ただし、パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。

送信可能状態の設定

標準信号発生器出力を 200ms オフとし 1 s 以上オンとする信号

送信不可能状態の設定

標準信号発生器出力を 10ms オフとし 1 s 以上をオンとする信号